

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

近藤将人（博士課程前期課程〔美学美術史学〕）

概要

本論文は薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について新解釈を提示するものである。薬師寺僧形八幡三神像は九世紀に遡る最初期の神像彫刻であり、日本史の教科書にも掲載されるなどその知名度は高い。しかし、本像を主たる対象として扱った研究は皆無と言つてよく、あつたとしても作品紹介の域を出ないものや、論証が足りず推測の範疇に収まるものが多い。そうした現状を踏まえた上で、本論文では前述の点について、同時代の仏教彫刻との比較だけでなく、薬師寺に伝わる史料や官撰史書の記録から総合的に考察した。その結果、薬師寺僧形八幡三神像が鎮護国家機運の高まりの中で、寛平八年（八九六）に宇多天皇を主体者として造像されたという新解釈を提示するに至つた。このように、薬師寺僧形八幡三神像の制作年代、造像の歴史的意義や主体者が明らかになつたことによつて、その彫刻史上の位置付けはより明確なものとなつたと考えられよう。

はじめに

薬師寺の鎮守・休ヶ岡八幡宮の神体である僧形八幡三神像（現在は奈良国立博物館に寄託）は、主神僧形八幡神像の両脇に神功皇后、仲津姫命の二女神像を配する三神形式で表される。いずれもカヤらしき一木造で、かつては同一材での制作であると考えられていたが、近年奈良国立博物館の調査によつて別材を用いていることが判明した。主神の八幡神は剃髪して法衣を着けた僧形に表され、右手を膝に伏せ、左手は掌を上にして膝上に構える。彩色は白下地に、頭部は緑青、肉身部は肌色とし、眉・上脛・眼に墨を差し、唇

には朱を加える。目尻のやや吊りあがつた眼、小ぶりの鼻と口で表された丸みのある面貌が特徴的である。神功皇后像は俗体の女神像であり左膝を立てて坐す。髻を結い髪は左右後方に分けて垂らし、髪は木肌じかに墨色を塗り、肉身部は白土地仕上げとする。眉・上脛の線・眼には墨、眼の周りと同色の線、唇には朱を差す。衣は白土地に朱と緑青、背子は蘇芳地に四ツ目菱の周辺に花卉を配する大型の文様を置く。裾は白土地に緑青彩を施し、襟元にのぞく衣には朱彩を施す。また、胸元から左右に長く垂れた紐は、白土地に菱形繋ぎの枠の中に宝相華文を描く。仲津姫命像は右膝をやや浮かせ気味にして神功皇后と左右相称の形姿をとるが、髪形や服制は共通している。しかし、頭頂部や裾先に別材を用いる点や、腰紐の端などを乾漆で盛り上げる点が他の二像とは異なる。衣は白土地朱彩に円花文をあしらい、背子は緑青彩に草花文を散らし、裾の裾を後方に広げ、一面に蔓草文を描いている。また、胸元から垂れた紐は淡い蘇芳地に濃い蘇芳の松葉文を繋ぎ、蝶の文様を散らすなど如何にも艶やかであり、神功皇后像に比べ若さを強調しているかのようなのである。三像とも一尺程度の小像ではあるが、頭体部の充分な奥行きや、僧形八幡神像に顕著な力強い翻波式衣文は、平安初期彫刻に共通の技法を感じさせるものである。

薬師寺僧形八幡三神像の造像について明確に記した文献は存在しないが、その制作年代については、寛平年間（八九九〜八九八）の休ヶ岡八幡宮創建期の作であるという見解が現在では一般的となつており、制作年代の判明している数少ない僧形八幡三神像の作例として貴重である。しかし、休ヶ岡八幡宮の勧請に関する先行研究は非常に乏しく、薬師寺像についても、造像の歴史的意義や主体者といった成立事情について詳細な考察がなされていないとは言い難い。

本論文は、こうした休ヶ岡八幡宮の勧請に関する疑問を中心に、薬師寺に伝わる史料や官撰史書の記録を検討することで、薬師寺僧形八幡三神像が鎮

護国家機運の高まりの中で、寛平八年（八九六）に宇多天皇を主体者として造像されたという新解釈を提示するものである。

第一節 休ヶ岡八幡宮の勧請事情

休ヶ岡八幡宮の勧請については、天永四年（一一一三）四月十八日の『清水八幡宮護国寺牒』³⁶、室町時代成立の『榊葉集』³⁷、延宝八年（一六八〇）成立の『薬師寺濫觴私考』³⁸、享保元年（一七一六）成立の『大和国添下郡右京薬師寺縁起』³⁹、そして文化四年（一一八〇七）成立の『薬師寺古記録抜粹』⁴⁰など複数の史料に見える。これらの史料の内容は細部で異なるが、概ね薬師寺別当栄紹による寛平年中の勧請を伝える。しかし、『薬師寺古記録抜粹』だけは少々記述が異なり、

鎮守八幡宮三社 中社三ツリ男方
左右各二間二ツアリ

回廊 鎮九間半
宇多間半

樓門二間四面

宇多天皇。寛平八年御建立。享祿天正之兵乱に敗壞仕候得共。加修理候。

と、鎮守八幡宮の建立者として宇多天皇、勧請時期として寛平八年（八九六）という絶対年代を明記している。

休ヶ岡八幡宮の勧請年代については、宮地直一氏が、「古記・榊葉集、共に鎌倉以降の編纂になるものなれば十分の信用を措き難きも、神体として祀られたる比丘八幡・神功皇后・仲津比売の三像は、まがふ事なき平安中期の製作にして、又神功皇后の服装より論ずるも、令制より五衣にいたる過渡期時代の制度を示すものたること疑なければ、随つてこの社の創立を以て寛平の頃におくこれらの記載は、正確なりと認むるを得べし」と指摘して以降、

歴史学の分野においては、ほぼこの見解が踏襲されていると言つてよい。つまり、僧形八幡三神像の様式という傍証を用いることで、寛平年間という勧請年代を主張しているのであるが、薬師寺像の彫刻史的研究が乏しいのは前述の通りであり、その確実性に不安が残るのも確かである。

しかし、近年こうした休ヶ岡八幡宮の勧請事情を詳細に論じたものとして、達日出典氏の「八幡神の大安寺・薬師寺への勧請」が発表された。達氏は鎮守八幡宮の勧請年代について、諸文献中年代を記しているものが、『榊葉集』『薬師寺濫觴私考』『大和国添下郡右京薬師寺縁起』に見える寛平年中（八九〇〜八九八）と、『薬師寺古記録抜粹』に見える寛平八年（八九八）の二種類であることから、寛平年間の勧請は不動であるとの見解を提示した。さらに、十三世紀末ごろの成立とされる『薬師寺別当次第』からは、栄紹の別当在任期が寛平元年（八五九）と「寛平十六」年の二回あったことがわかるが、このうち二度目の栄紹の就任年が「寛平十六」である点については、寛平が九年までであることや、福山敏男氏が「寛平十六」を「寛平六」の誤りと解していることから、寛平六年（八九四）に栄紹が別当に再任されたとの見解を示している。このことから、薬師寺への八幡神勧請が寛平年間であることが、栄紹の別当在任期間という点からも確かめられたことになる。また、『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年」という絶対年代については、「寛平年中が不動であるだけに、その範疇に含まれる年代であり、しかも当寺に伝わる古い古記録に基づいて記されているのであるから、寛平八年なる年代は大いに尊重されてよい性格のものであるといえよう。」と指摘している。

以上の達氏の優れた検証から、休ヶ岡八幡宮の勧請年代についてはほぼ明らかになったと思われる。しかし、ここで一つの疑問が生じる。達氏は『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年、宇多天皇御建立」の記述のうち、「寛平八年」という記載については尊重されてよいとするが、「宇多天皇御建立」については一切言及していない。ここで仮に「寛平八年」という記載を尊重す

るのであれば、同時に「宇多天皇御建立」も大いに尊重されるべきであろう。『薬師寺古記録抜粹』は文化四年（一八〇七）とかなり後代の成立であり、十分に信頼を置き難いのも事実であるが、薬師寺に伝わる古記録に基づいて記されたという特徴を持つている点は看過できないものであり、一層の考察が必要とされると思われる。以上の点を踏まえた上で、次項では、東寺鎮守八幡宮、石清水八幡宮と言った初期の八幡神勧請の事例を取り上げ、それらを王権の関与という視点から考察することで、『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年、宇多天皇御建立」という記述について検討を重ねていきたい。

第二節『薬師寺古記録抜粹』の検討 ①八幡宮建立の主体者について

『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年、宇多天皇御建立」の記述についてまず注目すべきは、宇多天皇が鎮守八幡宮を「御建立」したことである。薬師寺の勧請を記した諸文献は前項で紹介した通りであるが、『薬師寺濫觴私考』や『大和国添下郡右京薬師寺縁起』は榮紹による勧請を伝える。しかし、あくまでそれらは、八幡神を「勧請」したとの記述であり、社殿を「建立」したとの記述は見られない。つまり、榮紹による勧請は、宇多天皇による社殿の建立を否定するものではないと言えよう。この点について、他の九世紀の八幡神勧請の代表的な事例を引いて具体的な検証を加えてみたい。

九世紀の八幡神勧請の事例で真っ先に挙げられるのが貞観元年（八五九）の石清水への勧請である。この石清水への勧請については、行教の述作と言われる『石清水八幡宮護国寺略記』（貞観五年（八六四）成立）に一部始終が記されており、宇佐で八幡神の近都移坐および鎮護国家の託宣を受けた行教は、貞観元年（八五九）八月二十五日、帰洛途中の山崎離宮近辺の宿泊先において再び、男山をその遷座の場とするとの託宣を得た。そこで行教は驚いて夜中南方に向かい百余遍八幡神を礼拝したところ、山城国巽方の山頂が

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

光照遍く満ち輝いた。行教は翌朝早く男山に登り、三ヶ日夜祈誓し、仮の社殿を立てて御神霊を奉安し、さらにこのことを奏上したという。一方、清和天皇も奏上に先んじて男山より紫雲が立ち上り王城を覆うという夢を見て、皇后以下諸人も同じ夢を見たという。そこで同年九月十九日に清和天皇は男山に勅使を下して実檢させ、木工寮に宣旨を下し六字宝殿の材木の支度等を勸申させ、寮権允橘良基に六字宝殿（三宇正殿・三宇礼殿）を造立させ、三所御躰を安置したという。

また、『日本三代実録』貞観十八年（八七六）八月十三日条には、「去貞観二年、奉為国家。祈請大菩薩。奉移此間。」とあり、翌貞観二年（八六〇）二月に行教が国家の奉為に八幡大菩薩に祈請し、八幡神を遷座したことがわかる。つまり石清水への八幡神の勧請は、「八幡神の奉安」社殿の建立し重ねての勧請」という順序で行われたことになる。ここで注目すべきは、八幡神の石清水への勧請は行教が担ったが、その社殿の建立は清和天皇によって行われた、つまり、勧請と社殿建立の主体者が異なるという点である。このように八幡神の勧請にあたって社殿の造営を王権が担った記録は、同じく九世紀の東寺鎮守八幡宮にも見られる。

東寺鎮守八幡宮の勧請については『東宝記』（正平七年（一三五二）成立）に詳しく、東寺草創の時、帝都鎮護のために八幡神勧請の儀があったが、その後嵯峨天皇が薬子の変に際し空海と密談し、先に祈願があつて、その成就が果たされた後に、弘仁年中（八一〇〜八二四）、空海が八幡神を重ねて勧請した。その際に、三所御躰と武内宿祢が虚空に現れたため、初めこれを紙形に写し、後に木像に刻んだとする。つまり、東寺における八幡神の勧請は空海が担ったことになるが、「天皇為被果遂御立願、於当寺令建社壇、整祭祀礼奠、御八幡大菩薩」とあり、嵯峨天皇が東寺に八幡神を祀る社壇を建立し、その後に空海が八幡神を重ねて勧請したとある。つまり、東寺への八幡宮の勧請についても、石清水と同じく王権による社殿（正確には社壇である

が)の建立が行われたことがわかる。また、その勧請の順序についても、「勧請↓社壇建立↓重ねての勧請」となっており、石清水の勧請と非常に類似している点は注目したい。

このような勧請と建立の主体者の違いについてはこれまで指摘されてこなかった。しかし、史料の再検討の結果、東寺鎮守八幡宮と石清水八幡宮という九世紀の八幡神勧請の主要事例において、王権の手による八幡宮の建立があったことが確認できた。つまり、薬師寺鎮守八幡宮の建立が宇多天皇によって行われたとする『薬師寺古記録抜粋』の記述は、九世紀の八幡神勧請という観点から見ても非常に妥当性の高いものであると言えよう。

また、ここで注目したいのは、榮紹が八幡神を重ねて勧請する以前に、八幡神休息の場である薬師寺の南の丘に塔婆が立てられ、崇敬されていた点である。鎮守八幡宮の社殿建立が宇多天皇によって行われたのであれば、その勧請の順序は、「八幡神の奉安↓社殿建立↓重ねての勧請」であると推測され、これは石清水や東寺の例と一致するものである。もちろん、薬師寺については、社殿建立と重ねての勧請の前後関係が不明である点には留意したいが、東寺鎮守八幡宮や石清水八幡宮の流れを踏襲した可能性は十分に考えられるものであろう。

これまでの考察から、薬師寺鎮守八幡宮の社殿建立に王権が関与していたことについては、ほぼ立証できたものと思われる。しかし、ここで「なぜ八幡神勧請の場として薬師寺が選択されたのか」という疑問が生じる。榮紹と八幡神との積極的な結びつきは文献から見出すことができず、薬師寺南の丘で八幡神の休息があったという伝承があることを差し引いたとしても、勧請の主体者としては些か心もとないことは確かであろう。また、薬師寺と宇多天皇の関係を示す文献も『薬師寺古記録抜粋』しか存在せず、宇多天皇の薬師寺への関与を示すには不十分であると言わざるを得ない。

以上の点を踏まえた上で、次項では宇多天皇と薬師寺の関係を示すものと

して、天長七年(八三〇)にはじまる薬師寺最勝会を取り上げ論じること、
『薬師寺古記録抜粋』の内容について異なる側面からの補強を試みたい。

第三節 『薬師寺古記録抜粋』の検討 ②宇多天皇と最勝会

最勝会とは、金光明最勝王経を講説して教学の興隆を図るとともに、国家安穩と天皇の無事息災を祈願する法会である。興福寺の維摩会・宮中の御齋会と並ぶ南京三会の一つであり、天長七年(八三〇)に天武天皇五世孫の直世王の奏上を契機として始められた²¹⁾。また、貞観元年(八五九)に僧綱補任のための法会となつて以降は、次第に寺院の権力争いの場としての性格を強めていった。ここで宇多期の最勝会に関する記録に注目すると、『薬師寺最勝会表白』や『薬師寺濫觴私考』には寛平九年(八九七)の最勝会への布施と会料補助の記録が見える。この年最勝会の講師、読師に布施料として生絹十八疋、綿十七屯、調布三十端が施されたという。こうした最勝会への布施の記録は『延喜式』にも見え、講師への布施は内蔵寮²²⁾、読師への布施は皇太子が行っている。しかし、読師への布施に関しては例外があり「王氏中宮」がいる場合は中宮が読師への布施を行うとある²³⁾。では、この王氏中宮とは具体的には誰を指すのだろうか。

王氏中宮とは、その名の通り王氏出身の中宮である。『延喜式』によれば、初期の最勝会は創始者の直世王を中心とする王氏によって執り行われていた。講師への布施が始まった寛平九年(八九七)には、薬師寺関係行事・政務の執行において源氏の台頭が見られるが、王氏中宮が皇太子の代わりに布施を行っていた事実は、王氏が依然として薬師寺に一定の影響力を残していたことを示しているよう。そして、難波謙一氏が指摘しているように、寛平九年(八九七)から、延喜式が完成した延長五年(九二七)までに王氏中宮の地位にあった人物は、宇多天皇の母親である班子女王のみである。以

上の点から、最勝会に宇多天皇の間接的な関与があったことは充分推定できるものと思われる。

また、『薬師寺濫觴私考』には、同じく寛平九年（八九七）の俗別当西三条右大臣と右大弁平季長が会料の欠乏を奏聞し、恩勅によって大和近江両国より各々米六十斗を施入されたところ。ここで恩勅を下したのが宇多天皇であることは言うまでもないが、俗別当西三条右大臣とは源能有を指す。源能有は宇多朝における政界の指導的存在であり、寛平の治を実質的に推し進めた人物だと言われる。その有能さは、宇多天皇の符宣上卿を最多の二十八回務めていることから伺える。宇多天皇の源能有に対する信任は厚く、『河海抄』に引用されている『寛平御遺誠』には「右大臣已薨、言而無驗。」とあり、能有の死に際し宇多天皇が失意を覚えていたことがわかる。

また、平季長は宇多天皇・源能有の側近として登用された人物であり、特に寛平七年（八九五）十二月三日に能有が五畿内諸国別当となつてからは山城国問民苦使に任じられ、権門の統制およびそれと対になる百姓の保護策を推し進めるなど、寛平の治の実務を握った貴族官僚の一人であった。『寛平御遺誠』には「深熟公事」とあり、宇多天皇が季長を公務に精通した人物と称していることから、その信頼の様子が伺える。

つまり、寛平九年（八九七）に行われた最勝会への布施の一部は「王氏中宮」、つまり宇多天皇の母班子女王によつて行われ、また、宇多天皇が恩勅により会料補助を行った「俗別当西三条右大臣」「右大辨平朝臣季長」は、共に宇多天皇の腹心とも言える人物であり、その政権運営上に不可欠な人物であった。以上の点から鑑みるに、宇多天皇が最勝会に関与していた可能性は極めて高く、源能有が薬師寺の俗別当を務めていることも、それを保証する一つの証拠たり得よう。

以上、最勝会と宇多天皇との関わりについて検討することで、薬師寺への宇多天皇の関与についてはある程度明らかになったと思われる。この点を踏

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

まえるならば、宇多天皇が鎮守八幡宮の建立に関わっていた可能性も充分考慮できるものであろう。では、次項では再び『薬師寺古記録抜粹』を取り上げ、特に「寛平八年」という勧請年について、当時の日羅関係に着目しながら検討していきたい。

第四節 『薬師寺古記録抜粹』の検討 ③日羅関係から

『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年」という記述の検討に移る前に、まず、前項では触れなかった石清水や東寺への八幡神勧請の目的について確認したい。『石清水八幡宮護国寺略記』には「吾移坐近都。為鎮護王城也者。即撰何處。可奉安置宝体。願垂示現給云々。」とあり、八幡神勧請の目的が「王城鎮護」であるという。次に、『東宝記』について見ると、「東寺草創之時、為帝都鎮護有勧請之儀、王城之降臨以之為初、此節奉安成御体、只勧請之儀詳也。」とあり、石清水と同じく、「帝都鎮護」を目的とした勧請を伝える。つまり、九世紀の八幡神の勧請のうち、特に王権の関与があったものについては、鎮護国家をその目的としていたことが看取できる。

薬師寺への鎮守八幡宮の勧請については、これまで石清水八幡宮や東寺と同じく王権、具体的には宇多天皇が関与していた可能性が高いとの見解を提示してきた。したがって、その勧請の目的についても東寺や石清水八幡宮と同じく「鎮護国家」であることが考えられるが、『薬師寺濫觴私考』をはじめとする史料からは、その勧請の理由を伺い知ることはできない。つまり、薬師寺の勧請の目的について明らかにするには、また異なる視点からの考察が必要になることがわかる。ここで、『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年」という記述を尊重するのであれば、それ以前に鎮守八幡宮の勧請の契機となるような出来事があった可能性は充分に考えられる。そこで、本項では寛平年間の記録の中でも、特に寛平八年（八九六）以前の記録を取り上げ、鎮守

西暦	和暦	事例	出典
893	寛平5	5.11 新羅の賊、肥前国松浦郡に入寇	『日本紀略』
		閏5.3 新羅の賊、肥後国飽田郡で人宅を焼亡し、肥後国松浦郡にて逃亡	『日本紀略』
894	寛平6	4.10 大宰府管内の諸神に奉幣	『日本紀略』
		4.14 新羅の賊、対馬に入寇	『日本紀略』
		4.16 新羅の賊討伐のため、藤原国経を権帥に任命	『日本紀略』
		4.17 北陸・山陰・山陽諸国に軍備を整え警固せよとの命	『日本紀略』
		4.19 新羅の賊討伐のため、伊勢神宮に奉幣	『日本紀略』
		5.7 新羅の賊を取り逃がしたとの報告	『日本紀略』
		9.3 伊勢神宮に奉幣	『日本紀略』
		9.5 対馬守文屋善有友、新羅賊を迎え撃ち300人を討ち取る	『扶桑略記』
		9.19 諸国の警固を停止	『日本紀略』
		9.29 源当時を宇佐使として派遣	『日本紀略』
895	寛平7	10.6 新羅の賊、船を退去	『日本紀略』
		9.11 伊勢神宮への奉幣を停止	『日本紀略』
896	寛平8	9.27 新羅の賊、壱岐を襲撃、官舎を焼く	『日本紀略』
		7.1 大和国に紫雲の瑞あり	『日本紀略』
897	寛平9	8.23 伊勢神宮に奉幣	『日本紀略』
		8.26 石清水八幡宮に奉幣	『日本紀略』
		この年 宇多天皇により、薬師寺鎮守八幡宮が建立	『薬師寺古記録抜粋』
		最勝会の講読師への布施および薬師寺俗別当源能有、平季長への会料補助が行われる	『薬師寺最勝会表白』『延喜式』『薬師寺鑑鳩私考』

表1 寛平期日羅関係年表

八幡宮の成立年について検討してみたい。

寛平八年以前の記録の中で、八幡神の関与があった事例として最も注目すべきは、新羅の賊の入寇である(表1)。「日本紀略」や『扶桑略記』の記録によれば、寛平五年(八九三)五月十一日に大宰府によって新羅の賊が発見されたが、その賊は肥後国飽田郡にて人宅を焼き、肥後国松浦郡にて逃亡した。翌年四月には対馬島が襲撃されたため、藤原国経を権帥に任じ、さらに北陸道・山陰道・山陽道の諸国に下知して武器と兵士を揃え警固にあたらせた。しかし、五月七日には、またもや賊を逃がしたとの報が入った。

このように寛平五年以降の日羅関係は非常に緊張していたが、寛平六年(八九四)九月五日には、とうとう四十五艘におよぶ新羅の賊徒船が対馬に侵攻を始めた。この侵攻に対し、対馬守文屋善有友は弩を構えた数百の軍勢で迎え撃った。迎撃は成功を収め、計三百名の賊を討ち取り、船十一、太刀五十、楯千、弓胡各百十、盾三百十二という莫大な兵器を奪い、賊一人を生け捕ったという。こうして、九月十九日に征討は完了したが、翌寛平七年(八九五)に賊が壱岐に侵入し、官舎を焼いたとの記述が見られることから、征討後も断続的な入寇が続いていたと考えられる。

ここで注目したいのは、入寇に際し諸社で奉幣が行われた点である。例えば寛平六年(八九四)四月十日には大宰府管内諸社、四月十九日、九月三日には二度にわたって伊勢神宮で奉幣が行われている。大宰府管内諸社には当然宇佐八幡宮も含まれているが、これらの奉幣が新羅征討を祈念したものであることは文献上からも明らかであり、実際に賊討伐後の寛平七年(八九五)九月十一日には、伊勢神宮への奉幣を停止している。しかし、翌寛平八年(八九六)には、伊勢神宮への再びの奉幣の記録が見え、それと時期を同じくして石清水八幡宮に対しても奉幣が行われている。

このような奉幣の例は、貞観年間の記録にも見える。貞観十一年(八六九)年五月二十二日に、新羅の賊が豊前の貢調船を襲撃し、年貢の絹綿を掠奪し

逃亡するという事件が発生したが、同年十二月には国家の安泰を祈念して伊勢神宮と石清水八幡宮に奉幣および告文が捧げられている。両社に捧げられた告文の内容はほぼ同じであり、五月の入寇のことを伝えるが、その文中に「然我日本朝波所謂神明之國^{利奈}。神明之助護利賜波、何乃兵寇加可近來岐。況掛毛畏岐皇大神波、我朝乃大祖止御座天、食國乃天下乎照賜比護賜比助賜布。然則他國異類乃加侮致亂^{修奈}事乎、何聞食天、驚賜比拒卻介賜波須在牟」とあり、日本は神の国であり、その守護によって敵船は攻めてくることは無いとする。これは注目すべきであろう。この奉幣の対象として伊勢神宮と共に石清水八幡宮が選択されたことが、八幡神の護国神、具体的には三韓征伐の伝説を持つ神功皇后に伴う対新羅神としての性格によるものであることは言うまでもない。また、貞観十三年（八七一）には、鎮護国家のために仏名会本尊を太政官・五畿七道・大宰府観世音寺・宇佐八幡神宮寺に置き「御懺悔之会」を行わせたとあるが、ここで、聖武天皇の鎮護国家政策の賜物である観世音寺と宇佐八幡神宮寺が並列されている点は注目すべきであろう。

以上の点から鑑みるに、寛平年間の新羅の賊の入寇においても、八幡神の護国神、対新羅神としての機能が大いに発揮されたことは間違いないだろう。このような時代背景を念頭に置いた上で『薬師寺古記録抜粹』にある「寛平八年」という記述について検討すると、この年は既に新羅の征討が完了したものの、断続的に賊の入寇が続いており、依然として予断を許さない状況にあったことがわかる。それは、この年に伊勢神宮と石清水八幡宮に奉幣が行われことから看取できるだろう。つまり、『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年」という記述を信用するのであれば、薬師寺への八幡神の勧請は新羅征討とそれに伴う鎮護国家の機運の高まりの中に位置づけられることになる。これは前項で指摘した王権の関与という点からも矛盾しないと言えよう。

また、『日本紀略』によれば、寛平八年七月に大和国に「紫雲之瑞」が見

られたとあるが、同様の記録は石清水への八幡神勧請の際にも見え、天皇・皇后・家臣が男山の峯から紫雲が立ち上り王城及び天下を遍く覆ったのを夢に見て八幡宮を建立したとある。この「紫雲之瑞」と八幡神との関係については俄かに断じ難い面もあるが、「紫雲之瑞」が現れた大和国が、薬師寺のある現在の奈良県奈良市西ノ京を含む地域を指すことについては大いに注目すべきだろう。さらに、寛平八年は榮紹が別当の任にあった時期とも矛盾しない。以上の点から鑑みるに薬師寺鎮守八幡宮の成立年を「寛平八年」とする『薬師寺古記録抜粹』の記録は、非常に妥当性が高いと言いうことができるだろう。

第五節 薬師寺鎮守八幡宮の宗教的機能について

ここまで、『薬師寺古記録抜粹』の「寛平八年、宇多天皇御建立」という記述について検討を重ね、その結果、「御建立」については、八幡宮の勧請と社殿の建立の主体者の違いから、「宇多天皇」については薬師寺と宇多天皇との関わりから、「寛平八年」については当時の日羅関係から、それぞれの記述の妥当性について立証することができた。しかし、それらの間に結びつきを見出すには未だ論証が不十分と言えるため、本項では、前項で取り上げた最勝会を中心に、八幡神の宗教的機能について宇多天皇の関与、時代背景に注目しながら論じることで、三者の間に有機的な結びつきを見出したい。

最勝会が『金光明最勝王経』をめぐる論議を中心とした法会であるというのは前述の通りであるが、『金光明最勝王経』は古代より尊重された護国経典の一つである。実際、『金光明最勝王経』を講説することにより四種の利益が国土にもたらされるとあり、その中には「王の軍衆を強化すること」も含まれている。そして、ここで注目すべきは『金光明最勝王経』が新羅調伏に大きな役割を果たした点である。『日本三代実録』貞観九年（八六七）

五月二十六日条には、八幅の四天王像五鋪を造り各一鋪を伯耆、出雲、石見、隱岐、長門の五国に下したとあり、それらの国は「西極」にあり、堺が新羅と接するので、他国より警固の必要があるとしている。また、その調伏の方法は、四天王の前に最勝王経四天王護国品に基づき、昼は経巻を転じ、夜は神咒を誦え、春秋二時ごとに十七日、清浄堅固にして、法によりて薰修するとある。同様の記録は『日本三代実録』元慶二年（八七八）六月二十三日条にも見えるが、九世紀以降、日本海側の諸国を中心にこうした四天王法が盛んに行われるようになっていった。三上喜孝氏はこうした背景について「国境」意識の醸成と「見えざる敵」に対する恐怖心が相俟って、仏法による外敵調伏と国土鎮護をめざした」と指摘しているが、これらの二度の四天王法の間には新羅の入寇やそれに伴う伊勢神宮、石清水八幡宮への奉幣があったことは注目すべきである。このように日本海側の例ではあるが、九世紀半ば以降、新羅調伏の手段としての四天王法およびその典拠となる金光明最勝王経に対する需要は高まっており、それは新羅の入寇のあった寛平六年（八九四）以降、ますます顕著になっていったことだろう。

ここで『薬師寺濫觴私考』などに見える、寛平九年（八九七）の布施・会料補助の目的について、もう一度考えてみたい。最勝会が貞観元年（八五九）以降、維摩会と共に僧綱補任を巡る寺院間の権力争いの場となっていたことは前述の通りであるが、寛平年間の法会の維持発展の記録は『維摩会表白』をはじめとする維摩会関連の記録には見えず、最勝会のみを対象として行われたことがわかる。このことは、最勝会の重要性が高まっていたことを意味しており、それは維摩会の維持発展が図られていない以上、僧綱補任をめぐる政治的意図とは切り離されたところにあると考えられる。そこで注目すべきは、やはり、「金光明最勝王経を講賛し、国家安穩と天皇の無事息災を祈願する」という本来の宗教的機能であろう。『宇多天皇御記』には寛平六年（八九四）九月二十三日の新羅入寇に際し臨時の奉幣を行ったとの記録が見える

が、このことから新羅の入寇が国家的な大事件であり、宇多天皇もそれを強く意識していたことが看取される。こうした時代背景を鑑みるに、寛平九年の最勝会への布施・会料補助が鎮護国家を意図したものである可能性は非常に高いと言えよう。

以上の点を踏まえた上で、薬師寺への八幡神の勧請について考えたい。最勝会の維持発展を鎮護国家のための宗教政策と位置づけるのであれば、鎮守八幡宮の造営もその一環として行われたものである可能性は充分に考えられる。そして、ここで注目すべきは寛平九年（八九七）時点で俗別当を務めていた源能有が、元慶八年（八八四）十一月十三日に四天王寺の俗別当に補任されていた点である。この俗別当の補任は、鎮護国家を祈る寺院の伽藍修造命令を受けてのものだったが、四天王寺が、聖徳太子が戦勝祈願のために造営した『金光明最勝王経』と不可分の寺院であることは言うまでもない。源能有が薬師寺の俗別当に補任されたのも、こうした鎮護国家に関わる寺社の修造に関する知識や経験を有していたからかもしれない。ここで、源能有が寛平八年（八九六）に俗別当を務めていた明確な証拠を見出すことはできないが、八幡宮の造営において中心となつたのは、能有や平季長といった宇多天皇の腹心たちであつたのではないだろうか。

また、享保七年（一七二二）成立の『薬師寺新黒草紙』には、三月条に中古乱世に講堂が兵火で焼失して以降、最勝会が断絶したことが見えるが、四月条には三ヶ月間八幡宮において『法華経』『大般若経』と共に『金光明最勝王経』について論議や読経を行ったという記述が見られる。『薬師寺新黒草紙』はかなり後年の記録ではあるが、最勝会の断絶後も、鎮守八幡宮において『金光明最勝王経』が用いられていたことは興味深い。また、薬師寺にはかの有名な国宝吉祥天画像が伝わっているが、本画像は明治時代まで八幡宮に祀られていた。ここで、吉祥天が『金光明最勝王経』由来の尊格であることは言うまでもない。吉祥天画像がいつ八幡宮に祀られていたかは定か

ではないが、一三四一年成立の『薬師寺黒草紙』に「八幡宮吉祥行法事」とあり、南北朝時代には八幡宮での吉祥悔過が行われていたことが見える。こちらにも『薬師寺新黒草紙』と同じく後年の記録ではあるが、八幡宮建立に遡る制作である吉祥天画像が、わざわざ八幡宮に祀られたことは、八幡宮が鎮護国家の機能を強く有していたことを示す一つの証拠たり得よう。

第六節 薬師寺僧形八幡神像の彫刻史上の位置

これまで、薬師寺鎮守八幡宮の成立について、『薬師寺古記録抜粋』の記述を中心に取り上げ、その内容の妥当性について徹底的な検証を行った。その結果、薬師寺への鎮守八幡宮の勧請が寛平八年（八九六）に宇多天皇の鎮護国家政策の一環として行われた可能性が極めて高いことが立証できた。本項ではこれらの内容を踏まえた上で、本論文の主題である薬師寺僧形八幡三神像について、他の神像彫刻や仏像彫刻と比較し、彫刻史上に明確に位置づけることを試みたい。

薬師寺僧形八幡三神像の他に著名な神像彫刻の作例としては、真つ先に東寺鎮守八幡宮伝来の僧形八幡三神像が挙げられる。東寺像と薬師寺像は共に初期神像彫刻を代表する作例であることから、先学により多くの比較検討が行われている。それらの先行研究の全てにおいて、薬師寺像が三神形式の左右対称性を崩す点や、三道や結跏趺坐といった仏像彫刻の表現を示さない点、一尺程度の小像で表される点などから、薬師寺像が東寺像より後の制作であると指摘している。また、東寺像の制作年代は九世紀第三四半期を降るものではないことが先学により明らかにされており、薬師寺像がそれ以降の作であることは間違いないと言えるだろう。以上の点を踏まえた上で、次に仏教彫刻との比較に移りたい。

九世紀第四四半期の仏教彫刻で、制作年代が明らかになっている作例とし

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

ては、仁和四年（八八八）の作とされる仁和寺阿弥陀三尊像、寛平四年（八九二）の慈尊院弥勒如来坐像、寛平八年（八九六）の棲霞寺（現在の清涼寺）阿弥陀三尊像などが挙げられる。このうち薬師寺像との造形的類似を特に強く示すのは仁和寺阿弥陀三尊像である。

仁和寺の創建については『日本紀略』⁵⁶⁾や『新国史』⁵⁷⁾『花鳥余情』⁵⁸⁾十九所引⁵⁹⁾が詳しい。それらの史料には、仁和四年（八八八）八月十七日に、新造西山御願寺にて光孝天皇の周忌御齋会が行われたことがわかる。また、『帝王編年記』⁶⁰⁾には、この時金堂が供養されたとある。さらに、寛平二年（八九〇）年十一月二十三日付の太政官符の記述から、仁和寺が、先帝の光孝天皇の追善のために宇多天皇によって建立されたことがわかる。このように、仁和寺は所謂天皇の私的御願寺の典型例であった。

現在、仁和寺の靈宝館に安置される阿弥陀三尊像は、仁和寺伝来の仏像彫刻としては最古のものである。中尊の阿弥陀如来坐像は、螺髮、偏袒右肩、定印、結跏趺坐の形であり、両脇侍像は、通常とは観音菩薩・勢至菩薩の位置が逆であり、且つ頭上に化仏と水瓶を表さないと、いう特殊な形式を示す。三像とも檜材の一木造であり、阿弥陀如来坐像の胸から左腕上膊にかけてと、観音菩薩立像の胸の上部、両手上膊部内側に乾漆による盛り上げが認められる。これは両像が、神護寺五大虚空蔵菩薩坐像、観心寺如意輪観音坐像、安祥寺五智如来坐像といった、九世紀の真言系彫刻に特徴的な乾漆併用木彫像の系譜を引くことを意味している。しかし、乾漆の使用面積が少ないことや、面相部などの重要な箇所にはその使用があまり顕著でないことから、技法的にはその衰退期にあたりと考えられている。しかし、穏やかな表情や柔軟な体軀は、前時代の緊迫感の伴う表現とは隔絶しており、彫刻史上では、これを平安時代後期の和様彫刻に繋がる様式展開の萌芽を示す、先駆的作例として捉えることが一般的である。

前述の通り、仁和寺阿弥陀三尊像の制作年代については、仁和寺創建時の

本尊であるという見解が古くから有力であった。しかし、仁和寺の本尊については、江戸時代の『本寺堂院記』と『本要記』で同じ『古徳記』の逸文を引いているものの、「中尊五尺、脇侍三尺」「中尊一丈六尺、脇侍一丈」と二つの異説を伝えており、このうち後者の記述を採用し、仁和寺創建当時の本尊は丈六像であり、現存阿弥陀三尊像はこれよりやや降った十世紀前半の作であるという見解も存在している。この点について、仁和寺の近世史料の精査により、現存阿弥陀三尊像が創建当時の本尊である蓋然性を導き出したのが紺野敏文氏である。

紺野氏は、まず『本要記』の草稿本にあたとされる『本寺堂院略記』を挙げ、その筆者である顕証も『古徳記』記載の二種の三尊のうち、丈六の方の存在に疑問を抱いていたことを指摘した上で、本尊が応仁の乱の大火の際の御堂移転に伴い真光院御堂（御所御堂）に移されたと推定した。その上で、



図1 僧形八幡神坐像（薬師寺）

江戸時代の仁和寺復興造営の経過を記した『顕証日次記』に、新金堂本尊を造立する際に「御所御堂本尊」の法量を測っており、その大きさが中尊二尺五寸（立像五尺）、脇侍が三尺であり、『古徳記』の「中尊五尺、脇侍三尺」の記述と一致する点、御所を本寺内に移した翌月に「古御所御堂古仏阿弥陀三尊」を本寺に移した点などから、この「古御所御堂古仏阿弥陀三尊」こそが、創建時の本尊であり、現存の阿弥陀三尊像にあたるという見解を示した。この見解については、浅井和春氏や伊東四朗氏によって補強がなされており、仁和寺阿弥陀三尊像が仁和四年（八八八）の作であることは、現在においてほぼ認められたと言つて良いだろう。

以上の点を踏まえた上で、薬師寺像のうち主神僧形八幡神像（図1）と仁和寺阿弥陀三尊像のうち中尊阿弥陀如来坐像（図2）を比較していきたい。まず、面貌表現についてであるが、薬師寺像のほぼ垂直に切り上げた上瞼の線や、目尻のやや吊りあがった眼、小鼻の張った短い鼻、小さく整った口元



図2 阿弥陀如来坐像（仁和寺）

が顔の中央に集まる目鼻立ちの構成、そして丸々とした豊かな頬が印象的な下膨れの顔つきといった特徴は、仁和寺像に通ずる点が非常に多いと言えよう。身体表現についても、首の短さに対して広く表された肩幅や、十分な体奥、前方に大きく張り出した両脚部が共通し、正面観と側面観のどちらにおいても共通の造形感覚を有していることがわかる。また、造像技法の面から注目すると、薬師寺像は基本的にはカヤと思われる一木造であるが、仲津姫命像の背面腰紐の端に乾漆による盛り上げが見られる。こうした限定的な乾漆の利用は前述のように、仁和寺阿弥陀三尊像のうち阿弥陀如来坐像および脇侍観音菩薩立像にも見られ、これは、薬師寺三神像が仁和寺阿弥陀三尊像と同じく乾漆併用木彫像の系譜を引くことを意味していよう。

さらに、薬師寺像において注目すべきは、その女神像の鮮やかな文様表現である。こうした鮮やかな文様表現は、金色を以って表された阿弥陀三尊像には見られないのであるが、阿弥陀三尊像と一具の作として制作されたと考えられる二天像に見ることができ。伊東史朗氏は、阿弥陀三尊像の周囲に梵天・帝釈天と四天王の各像が安置されていたという『本寺堂院記』の記述から、現存二天像がこの四天王のうちの二赫と推定している³⁰。ここで、二天像の文様表現について見ると、増長天は胴当てに大振りの唐草文様を配し、鱗袖、裳、袴に団花文を散らしており、多聞天は胴当てに雲気丸文を配している。ここで薬師寺脇侍女神像と仁和寺二天像の文様を比較すると、特に仲津姫命像の背子における草花文と増長天の裳に見られる団花文に共通性が見られる。二像の文様には草花を散らすか、大きな花を形るかという形状の違いが見られるものの、その描法に着目すると、共に輪郭を筆線で括らない所謂「没骨」風に表現されていることがわかる。このように技法的観点から見ても、仁和寺阿弥陀三尊像（二天像を含む）と薬師寺僧形八幡三神像が同じ造形感覚を以って造像されたことは明白であると言えよう。

以上の比較によって薬師寺僧形八幡三神像が仁和寺阿弥陀三尊像と表現、

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

技法の両方において著しいまでの類似を示すことを指摘できた。よって薬師寺像が仁和寺像の制作された仁和四年（八八八）を大きく遡る、もしくは大きく降る制作であることは考え難く、共に九世紀後半期の乾漆併用木彫像の末期に位置することは明白であると言えよう。これは、薬師寺に八幡神が勧請された寛平年間（八八九〇八八九八）とも一致しており、薬師寺像が勧請当時の制作であることは、彫刻史上の位置付けから見てもほぼ疑いが無いと言える。そして、ここで何より注目すべきは、仁和寺阿弥陀三尊像が、先帝の追善供養のために宇多天皇が創建した寺院の本尊であるという点である。宇多天皇が薬師寺への八幡宮勧請の主体者であったことは、これまで再三指摘してきた通りであるが、ここにおいて、彫刻史的見地からも薬師寺僧形八幡神像と宇多天皇の関係を見出すことができたことになる。薬師寺八幡三神像と仁和寺阿弥陀三尊像が制作された当時の造仏機構については未だ明らかでない面も多いが、両像が宇多天皇を施主として同一の工房によって制作された可能性も、これまでの考察を踏まえた上であるならば、十分想定できるものであろう。

おわりに

本論文では、薬師寺鎮守八幡宮の成立に関する極めて少ない史料を関連史料と繋ぎあわせ、その勧請年代や歴史的背景、主体者について復元的に考察を進めた。その中でも『薬師寺古記録抜粹』にある「宇多天皇。寛平八年御建立」の記述の正当性を詳細に検証し、宇多天皇が寛平八年（八九六）に鎮護国家のための宗教政策の一環として薬師寺に八幡神を勧請した可能性が極めて高いことを立証した。以下にその根拠を挙げる。

- ① 『薬師寺古記録抜粋』は文化四年（一八〇七）というかなり後年の記録であるが、古記録に基づいて記されたという史料の性質上、その記述は十分に尊重されて良い性格のものであると考えられる点
- ② 薬師寺鎮守八幡宮に先行する東寺鎮守八幡宮や石清水八幡宮の勧請の主体者が僧侶である一方、社殿の建立は王権によって行われた点
- ③ 最勝会への寛平九年（八九七）の会料補助の記録から、宇多天皇の母班子女王や腹心の源能有・平季長といった人物の薬師寺への関与が読み取れる点
- ④ 『日本紀略』『扶桑略記』の記録から寛平五〜七年（八九三〜八九五）にかけて、日羅関係の悪化による鎮護国家機運の高まりがあり、それに伴い宇佐八幡宮や石清水八幡宮に奉幣が行われた点
- ⑤ 最勝会と八幡神が共に鎮護国家という宗教的機能を備える点
- ⑥ 寛平八年（八九六）に大和国において「紫雲之瑞」が見られたが、同様の記述が石清水八幡宮の社殿建立の際にも見られる点

以上の点を踏まえた上で、薬師寺僧形八幡三神像の作風を検討した結果、同じく宇多天皇を主体者として造像された仁和寺阿弥陀三尊像と著しいまでの造形的類似を示していることが明らかになった。よって、薬師寺僧形八幡三神像が薬師寺鎮守八幡宮勧請時の作であることは、文献上からも造形上から疑う余地は無いと言えるだろう。

薬師寺僧形八幡三神像は九世紀第四四半期に属する作であるが、その後の神像彫刻は仏像彫刻とは異なる独自の表現を歩み出していく。例えば十世紀ごろの作と言われる八幡奈多宮僧形八幡三神像は、脚部や体奥、衣文などが省略されており、もはや仏像彫刻と同一の造形意識は見出し難くなっている。薬師寺僧形八幡三神像は、そういった観点から見れば、前時代の彫刻の正當なる系譜を引く作例と言えるだろう。しかし、三神形式の左右対称性を崩す点や、三道や結跏趺坐といった表現を示さない点は、やはり仏教彫刻との明確な差別化を意図したものであり、そこに次世代へと繋がる新たな指向の萌芽を看取できるのである。

清水健「八幡三神坐像（解説）」『なら仏像館 名品図録』、奈良国立博物館、二〇二二

薬師寺僧形八幡三神像を取り扱った代表的な先行研究を以下に挙げる。

- ・岡直己「八幡神像の繁栄」『神像彫刻の研究』所収、角川書店、一九六六
- ・上原正一「僧形八幡神坐像／神功皇后坐像／仲津姫命坐像（解説）」『奈良六大大寺大観』第六卷「薬師寺」全、岩波書店、一九七〇
- ・紺野敏文「平安彫刻の成立（八）」『仏教芸術』二一九、一九九五、のち紺野敏文「平安彫刻の成立（九）」『仏教芸術』二二二、一九九五）を統合、「神像の成立と習合像」と題し『日本彫刻史の視座』（中央公論美術出版、二〇〇四）に再録
- ・津田徹英「僧形八幡神像の成立と展開・神護寺八幡神像と東寺僧形八幡三神像をめぐって」『密教図像』一八、密教図像学会、一九九九
- ・片岡直樹「八幡三神像」（大橋一章、松原智美編著『薬師寺 千三百年の精華』

美術史研究のあゆみ』所収、里文出版、二〇〇〇)

・長坂一郎「八幡神・女神像の手勢と坐法についての若干の覚書、京都府岩滝町・板列八幡神社・女神坐像を手掛かりに」、『東北芸術工科大学紀要』十、東北芸術工科大学、二〇〇三)、のち八幡神・女神像の手勢と坐法についての若干の考察、京都府岩滝町・板列八幡神社・女神坐像を手掛かりに」と改題し、『神仏習合像の研究』(中央公論美術出版、二〇〇四)に再録。

・伊東史朗「御調八幡宮の神像について」、『仏教芸術』二六九、二〇〇三)
・紺野敏文「初期の八幡宮祭祀とその造立過程、御調八幡宮の神像をめぐって」、『国華』一一二(一〇)、二〇〇八)

3 「(上略) 造立六字御殿、同(貞観)二年行教和尚、奉安置三所御鉢於当山後、和尚為仏教鎮守、移奉崇大安寺、次薬師寺別当栄照大法师、同以奉勸請寺家焉、乍存彼證跡、何被称本官哉、(下略)」、『石清水八幡宮護国寺牒』

4 「薬師寺。寛平年中為鎮守了。」(『榊葉集』)

5 「講式云。人皇十六代欽明天皇御宇。始顯豊前国宇佐郡而為王城鎮護影向。行教和尚三衣之袂而自宇佐宮來臨之時。於此岡垂休息之儀。故名可知此所者。冥衆影向之聖跡。而更非凡夫領知之分。仍其跡立塔婆奉崇敬。依之当寺別当栄照大法师。寛平年中重勸請大菩薩於此岡。奉仰吾寺鎮守矣。」(『薬師寺濫觴私考』)

6 「当寺の鎮守八幡大菩薩は。人皇三十代。欽明天皇の御宇に。初て豊前国宇佐郡にあらはれ給ふ。貞観年中に行教和尚。大安寺に勸請ありし時。此処にて神興を休み奉りければ。その後を点して社壇とせり。今神殿の地を休息岡といふ。そのいはれなり。其後。寛平年中に。別当栄照律師。雄徳山よりかさねて。この岡に勸請して。吾寺の鎮護と仰奉る。」(『大和国添下郡右京薬師寺縁起』)

7 宮地直一『八幡宮の研究』第三篇第五章、理想社、一九五六

8 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版) 下巻』、吉川弘文館、一九七五

9 逢日出典「八幡神の大安寺・薬師寺への勸請」、『芸林』四三(四)、一九九四)のち『八幡宮寺成立史の研究』(統群書類従完成会、二〇〇三)に再録

薬師寺僧形八幡三神像の成立事情について

10 福山敏夫「薬師寺の歴史と建築」、『寺院建築の研究』上、所収、中央公論美術出版、一九八二)

11 天長七年(八三〇)九月十四日太政官符(『類聚三代格』)

12 「以寛平九年勅下於内蔵寮。施賜講読師布施料生絹十八疋、綿十七屯、調布三十端。彼時俗別当西三条右大臣并右大辨平朝臣季長。勅会料之状殊経奏聞即下恩勅被施入近江大和两国各米六十斛。」(『薬師寺濫觴私考』)

13 「凡薬師寺最勝会講読師布施料。絹十二疋。綿五十屯。調布廿端。韓櫃一合。加台。寮每年送彼寺。」(『延喜式』卷十五 内蔵寮)

14 「凡薬師寺最勝会講読師布施料。絹六疋。綿廿五屯。調布十端。韓櫃一合。加台。毎年送彼寺。但有王氏中宮者。彼職送之。」(『延喜式』卷四十三 春宮坊)、「凡薬師寺最勝会講読師布施。職送彼寺。事見春宮式。」(『延喜式』卷十三 中宮式)

15 「凡興福寺国忌并維摩会者。藤原氏行事大夫点定氏中無障之輩。即付●外記。外記申大臣令参。事畢之後。録見参歴名奏聞。若有不参者。下式兵二省。五位已上不預節会。六位以下官人奪季禄。王氏参薬師寺最勝会亦同。」(『延喜式』卷十一 太政官)、「凡薬師寺最勝会講読師布施。職送彼寺。事見春宮式。」(『延喜式』卷十三 中宮式)

16 下向井龍彦氏は、源光が俗別当の地位にあつた元慶八年(八八七)以降、薬師寺における行事・政務の執行が源氏によつて独占されていると指摘しているが(『水左記』にみる源俊房と薬師寺)、『後期撰開時代史の研究』所収、吉川弘文館、一九九〇)、岡野浩二氏は天禄四年(九七三)の造講堂長官に高階成忠が補任されていることから、源氏の檀越の独占はそれ以降であると指摘している(俗別当の造寺・寺領監督と檀越の動向)、国史学一八五、二〇〇五)

17 難波謙一「部会ニュース 古代史・中世史合同部会 薬師寺最勝会と宇多天皇 - 政治史的考察を中心に -」、『日本史研究』四七八、二〇〇二)

18 森田佛氏は宇多天皇退位の理由として、能有の死に衝撃を受けたことを挙げてい

る。また、「同じ源氏出身という点で、宇多は能有に特別な親密感を抱いていたこ

とも考えられる。」と指摘している。(撰開政治成立期の考察)、『平安時代政治史研究』所収、吉川弘文館、一九七八)

- 19 『日本紀略』寛平五年(八九三)五月二十二日条、同年閏五月三日条
- 20 『日本紀略』寛平六年(八九四)四月十日、四月十六日条、四月十七日条、五月七日条
- 21 『扶桑略記』寛平六年(八九四)九月五日条
- 22 『日本紀略』寛平六年(八九四)九月十九日条
- 23 『日本紀略』寛平七年(八九五)九月二十七日条
- 24 『日本紀略』寛平六年(八九四)四月十日条、四月十九日条
- 25 『日本紀略』寛平七年(八九五)九月十一日条
- 26 『日本紀略』寛平八年(八九六)八月二十三日条、八月二十六日条
- 27 『日本三代実録』貞観十一年(八六九)六月十七日条
- 28 『日本三代実録』貞観十一年(八六九)十二月二十九日条
- 29 貞観十三年(八六九)十一月二十三日太政官符『類聚三代格』
- 30 『日本紀略』寛平八年(八九六)七月一日条
- 31 「但未経奏聞以前。天皇勅宣云所示現之夢。其想自男山之峯立登紫雲。覆於王城。及遍天下也者。」(『石清水八幡宮護国寺略記』)
- 32 『金光明最勝王経』卷第二
- 33 『日本三代実録』貞観九年(八六七)五月二十六日条
- 34 三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」、『山形大学歴史・地理・人類学論集』五、二〇〇四)および「古代の辺要国と四天王法」についての補論)、『山形大学歴史・地理・人類学論集』六、二〇〇五)
- 35 『宇多天皇御記』寛平六年(八九四)年九月二十三日条
- 36 元慶八年(八八四)十一月十三日 僧綱牒案(『平安遺文』四五七五)
- 37 『日本三代実録』元慶八年(八八四)五月二十九日条
- 38 『薬師寺新黒草紙』三月条

39 『薬師寺新黒草紙』四月条

40 註2 岡氏論文、伊東氏論文など

- 41 註2 津田氏論文、高橋早紀子「東寺八幡三神像に関する彫刻史的考察」(第六十六回美術史学会全国大会口頭発表、二〇一三)
- 42 『日本紀略』仁和四年(八八八)八月条
- 43 『花鳥余情』十九、仁和四年(八八八)条
- 44 『帝王編年記』卷十四、仁和四年(八八八)条
- 45 寛平二年(八九〇)十一月二十三日太政官符(『類聚三代格』)
- 46 浅井和春氏は「国風」彫刻史序説・仁和寺阿弥陀三尊像とその周辺(『日本古寺美術全集』集英社、一九八二)において、仁和寺阿弥陀三尊像に見られる穏やかな表情を九世紀後半から十世紀初頭にかけて現れる造形的特徴のひとつとして捉え、それを「国風」と規定した。伊東史朗氏は浅井氏の見解を踏まえた上で、「仁和寺阿弥陀如来三尊像の諸問題と同寺二天像」(『MUSEUM』四五五、一九八九)において、こうした造形が晩唐期の仏像を参考にした上で、日本的な穏やかさを示し始める、和漢融合とも捉えられる特徴を示すとしている。
- 47 明珍恒男「仁和寺阿弥陀三尊像に就きて」(『宝雲』二二、一九三八)、久野健「仁和寺阿弥陀三尊像」(『美術史』一〇、一九五三)
- 48 佐藤昭夫「仁和寺阿弥陀三尊像の造立年代」(『MUSEUM』二四七、一九七二)
- 49 紺野敏文「仁和寺阿弥陀三尊像の造立年代の検討」(『仏教芸術』二二二、一九七九、のち『日本彫刻史の視座』、中央公論美術出版、二〇〇四に再録)
- 50 註46 浅井氏論文、伊東氏論文参照
- 51 註46 伊東氏論文参照

〔図版の出現〕

- 図1 『奈良六大大寺大観 補訂版 第六卷 薬師寺全』(岩波書店、二〇〇〇)
- 図2 『朝日百科 日本の国宝6 近畿4』(京都)『朝日新聞社、一九九九